

辰野町農業用機械等導入事業補助金要綱

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化や担い手の減少に伴い、遊休農地や荒廃農地が増加している中、意欲ある農業の担い手の確保や育成、経営規模の拡大をはかるため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第1号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 担い手 辰野町が策定する実質化された人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知））に位置付けられた担い手をいう。
- (2) 農業用機械等 農作業及び畜産に係る作業に必要な農業用機械又は農業用生産施設（パイプハウス、果樹棚等）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとし、同一世帯員も含め町税等に滞納がない者とする。ただし、法人にあっては当該法人として町税等に滞納がないものとする。

- (1) 集落営農から法人化されたもの
- (2) 認定農業者
- (3) 人・農地プランに位置付けられたもの
- (4) 農産物の前年度の売上が200万円を超えるもの
- (5) その他町長が認めたもの

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、農業用機械等の購入に要する経費で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1台または1件の購入経費が税抜き価格で30万円以上であること。ただし、下取りがある場合は当該金額を購入金額から減額した額を事業費とする。
- (2) 運搬用トラック、除雪機、フォークリフト、バックホー等の農業用途以外に供されるような汎用性の高いものではないもの。
- (3) 国及び県、町のその他補助事業を実施していないもの。
- (4) その他町長が認めたもの。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用の 10 分の 3 に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、50 万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、辰野町農業用機械等導入事業補助金交付申請書（様式第 1 号）及び町税等に係る誓約書及び承諾書（様式第 2 号）を、補助対象事業に着手する前に、町長に提出しなければならない。

- 2 補助金の申請は、補助対象者及び同一経営体につき補助対象経費の多少にかかわらず、年度につき 1 回限りとする。なお複数の補助対象者が共同して申請する場合は、同一経営体としての申請とみなすものとする。
- 3 申請者は、当該事業の申請時から補助金の交付までの間に辰野町が行う必要な調査を受けることを承諾しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を、辰野町農業用機械等導入事業補助金交付決定書（様式第 3 号）により、申請者に通知する。

- 2 町長は、前項の交付決定を行なう場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができる。

(補助対象事業の変更又は中止)

第 8 条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、辰野町農業用機械等導入事業補助金変更交付申請書（様式第 4 号）を速やかに町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この申請書を省略できる。

- 2 交付決定者は、補助対象事業を中止しようとするときは、辰野町農業用機械等導入事業補助金交付中止届（様式第 5 号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更又は中止の承認)

第 9 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、認めたときは、辰野町農業用機械等導入事業補助金変更交付決定書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前条の中止届の提出があったときは、これを審査し、認めたときは、辰野町農業用機械等導入事業補助金中止承認書（様式第 7 号）により申請者に通知するものとする。

(状況報告及び実施調査)

第 10 条 町長は、必要があると認められるときは補助対象者に対し、補助事業の進捗状況について報告を求め、実施調査を行なうことができる。この場合において、町長は、交付決定の内容及びそれに付した条件に適合しないと認めた場合、交付決定者に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(実績報告書の提出)

第 11 条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了 1 月以内又は年度末のいずれか近い期日までに、辰野町農業用機械等導入事業補助金実績報告書（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、辰野町農業用機械等導入事業補助金確定通知書（様式第 9 号）により申請者に通知するものとする。

(交付請求手続)

第 13 条 申請者は、前条の確定通知書を受けたときは、速やかに辰野町農業用機械等導入事業補助金請求書（様式第 10 号）により補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、補助金を交付する。

(概算払等)

第 15 条 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定額の 10 分の 8 以内の額を概算払により交付することができる。

2 概算払を受けようとする申請者は、第 7 条の規定による交付決定後、辰野町農業用機械等導入事業補助金概算払交付申請書（様式第 11 号）に理由を付して町長に提出しなければならない。

(概算払の額の確定)

第 16 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき時期及び補助金の額を確定し、辰野町農業用機械等導入事業補助金概算払確定通知書（様式第 12 号）により申請者に通知するものとする。

(概算払の交付)

第 17 条 申請者は、概算払を受けようとするときは、辰野町農業用機械等導入事業補助金概算払請求書（様式第 13 号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第 18 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した時は、補助金の交付を取消し又は既に交付をした補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りなど不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。